

不動産鑑定士の登録申請等に係る都道府県経由事務の廃止について

不動産の鑑定評価に関する法律（昭和 38 年法律第 152 号。以下「法」という。）に定められている不動産鑑定士の登録申請等に関する手続に係る都道府県経由事務について、審査の円滑化による申請者等の利便性の向上及び都道府県の事務負担の軽減のため、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 2 年法律第 41 号）により廃止となります。

そのため、不動産鑑定士及び不動産鑑定士補の登録等を受けようとする者等は、令和 2 年 9 月 10 日以降、以下の書類について、登録申請者の住所地を管轄する地方整備局等へ直接、郵送又は持ち込みにより、書類を提出してください。

- ・登録申請書及びその添付書類（法第 15 条、第 17 条及び不動産の鑑定評価に関する法律施行規則（昭和 39 年建設省令第 9 号。以下「省令」という。）第 21 条、第 22 条関係）
- ・変更登録申請書（法第 18 条及び省令第 24 条関係）
- ・死亡等の届出書（法第 19 条及び省令第 25 条関係）
- ・登録の消除の申請等（法第 20 条及び省令第 26 条関係）

愛知県を管轄する地方整備局及び提出先：

国土交通省 中部地方整備局 建政部 建設産業課 鑑定評価指導係

〒460-8514 名古屋市中区三の丸 2 丁目 5 番地 1 号 名古屋合同庁舎第 2 号館 7 階

電話 052-687-8523 F A X 052-953-8606

申請書、添付書類、記載要領等については、中部地方整備局の Web ページ <https://www.cbr.mlit.go.jp/kensei/info/license/expert-opinion.htm> をご覧ください。

【問合せ先】

愛知県都市整備局都市基盤部都市総務課不動産業グループ

電話 052-954-6582、6583